告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第一号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所におい その関係図面は、 平成三十一年四月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部 て一般の縦覧に供する。 道路

平成三十一年四月二十三日

埼玉県秩父県土整備事務所長 川 辺 隆 浩

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 皆野両神荒川線

三 道路の区域

±r.	III	旧	旧
新	ll D	新	新
ВВВ		A	另「
株父市荒川贄川字三ツ澤一三八八番一一番一地先まで		二番一地先まで地先から同市荒川贄川字南柿平一〇〇秩父市荒川贄川字三ツ澤一三八六番一	区間
一三九・九九	一〇八・三二	五・二〇~	(メートル)敷地の幅員
七二二· 五七		一四一七・〇〇	(メートル) 長
		変更である。変更である。	備考